

矢吹町復興推進計画

平成 31 年 1 月 16 日
福 島 県 矢 吹 町

1. 計画の区域 矢吹町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、本町においても震度 6 弱が観測され、家屋の倒壊や損壊はもとより、道路や水道等多くの公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

また、中小企業や工場も大きな被害を受け、製造業の製造品出荷額は震災前の平成 22 年と平成 28 年を比較すると 1.0%減少し、従業員数は 15.9%減少するなど、町民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような中で、町では平成 28 年に第 6 次矢吹町まちづくり総合計画を作成し、「企業誘致の促進と働く場の確保」を重要施策の 1 つとして掲げ、本町の中核的産業を担う立地企業の工場増設及び設備投資の増強に向けた投資を支援することにより、本町の地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、本町の中核的産業であるプラスチック製品製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する天昇電気工業株式会社（以下「対象事業者」という。）が、丸の内工業団地（矢吹町丸の内）において、プラスチック製品（雨水貯留浸透資材の新商品・感染性医療廃棄物容器等）の製造に係る工場増設及び製造設備の増強を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであ

ることの説明

本町におけるプラスチック製品製造業は、町内の製造業における従業員数第3位の中核的産業である。

その中でも、本事業のプラスチック製品製造に係る工場の増設並びに製造設備の増強は本町における従業員の約22%を占める事業者が実施するものであり、新たに10名の雇用が創出される予定である。

したがって、本計画の目的である「本町の中核的産業を担う立地企業の工場増設及び製造設備の増強に向けた投資を支援することにより、本町の地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図る」を達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行 株式会社十六銀行 株式会社商工組合中央金庫
株式会社大垣共立銀行 株式会社横浜銀行 株式会社みずほ銀行
株式会社三菱UFJ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

工場の増設及び機械設備の増強を行う対象事業者は、プラスチック製品製造の総合メーカーとして、輸送機器関連産業、電子機器関連産業、医療関連産業など、様々な分野に販売・活用され、本町におけるプラスチック製品製造業で代表的な企業であり、本町の地域経済の牽引役として重要な役割を果たしている。

本計画の実施により、地域産業の活性化に大きく寄与し、また、雇用機会の創出にも繋がる場所である。

これらの効果は、本町における産業の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、矢吹町、矢吹町商工会、福島県、株式会社三井住友銀行、株式会社十六銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社大垣共立銀行、株式会社横浜銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行及び対象事業者を構成員とする矢吹町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。